

国民健康保険加入者のかたへ

国保に加入した場合の保険税

世帯で初めて加入したとき

- ・ 翌月の中旬に国民健康保険税の納付書が世帯主あてに送付されますので、指定金融機関（納付書に記載）で納めてください。（4月から6月までに加入した場合は、7月に納付書が送付されます。）
- ・ 口座振替は、納め忘れがなく、大変便利です。納付書を金融機関にお持ちになって、手続きをしてください。

既に同じ世帯に加入者がおり、追加で加入したとき

- ・ 新しい納付書がお手元に届くまでは、今までの納付書で保険税を引き続き納めてください。（合算された新しい納付書は、届け出があった翌月の中旬に、世帯主あてに送付されます。）
- ・ まだ、口座振替の手続きがお済みでないかたは、金融機関で手続きをしてください。

国保から脱退した場合の保険税

まだ同じ世帯に加入者が残っている場合

- ・ 新しい納付書がお手元に届くまでは、今までの納付書で保険税を引き続き納めてください。（減額した新しい納付書は、届け出があった翌月の中旬に、世帯主あてに送付されます。納付済額が多い場合は、還付されます。）

世帯で誰も加入しなくなった場合

- ・ 更正通知書がお手元に届くまでは、今までの納付書で保険税を引き続き納めてください。（更正通知書は、届け出があった翌月の中旬に世帯主に送付されます。不足額があれば納付書が送付されますし、納付済額が多い場合は還付されます。）

医療費の節約について

ジェネリック医薬品

- ・ ジェネリック医薬品とは、特許期間が切れた後、新薬と同じ有効成分でつくられる後発薬です。
- ・ 値段は、新薬の3～7割と安価です。
- ・ 使用している薬や症状によっては、まだ、新薬しかない場合もあります。
- ・ 薬は医師や薬剤師と相談して選びましょう。

交通事故にあったとき

第三者行為による病気やケガ

- ・ 交通事故など、第三者の行為によって傷病を受けた場合も国保で治療を受けられます。本来、治療費は加害者が支払うもの（自賠責保険など）ですが、一時的に国保が立て替え払いをし、あとから加害者に請求します。示談の前に必ず健康保険課に連絡し、届け出をしてください。



あんなとき…。こんなとき…。
『保険証』『医療』『健診』についてご案内します！

⚠️【保険証】保険証がかわったとき

職場の健康保険に加入したとき

国民健康保険を抜ける手続きが必要です。新しい保険証と印鑑をご持参のうえ、市役所または各支所へお越しください。

届出が遅れると保険税が二重払いになったり、誤って保険証をつかってしまうと医療費を返していただくこととなります。

職場の健康保険をやめたとき

資格喪失証明書と印鑑をご持参のうえ、市役所または各支所へお越しください。

届出が遅れるとさかのぼって保険税を納めなければなりません。また、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担になってしまいます。

⚠️【保険証】ご家族の健康保険へ加入が可能なとき

保険税等の面で有利になる場合がありますので、ご家族の健康保険の扶養になれる場合は、優先してそちらの健康保険に加入することをご検討ください。

⚠️【医療費】医療費が高額になったとき・入院したとき

1カ月に限度額以上の支払があると高額療養費の該当になります。

該当されたときは、市役所からご案内の通知と申請書をお届けします。

申請の際、領収書が必要となりますので、なくさないよう大切に保管しておいてください。

なお、入院等で医療費が高額になる場合は、事前に健康保険課または各支所で『限度額認定証』『減額認定証』の交付を受け、保険医療機関の窓口にて提示することであらかじめ高額療養費を差し引いた自己負担額を支払うだけでよくなります。

⚠️【受診】重複受診・頻回受診はやめましょう

同じ疾患で、複数の医療機関にかかる「重複受診」はやめましょう。医療費が増加するばかりでなく検査や薬の重複などで、体に悪影響を与える心配があります。

また、同じ疾患で、毎月数多く受診することもやめましょう。

⚠️【健診】40～74歳までのかたは、特定健診を受診しましょう

妙高市国民健康保険に加入されているかたを対象に、特定健診（6月下旬～10月下旬）・特定保健指導（年間）を行います。

ただし、かかりつけの医療機関や事業所で同様の健診（人間ドックを含む）を受けたかたは、その結果を健康保険課へ提出していただくことで健診を受けたこととなります。

健診結果により保健指導が必要なかたに対して、保健指導を行います。

年に1回は、健康診査を受け、病気の早期発見、早期治療を心がけましょう。

◎お問い合わせ

妙高市 健康保険課国民健康保険係

電話 74-0014（直通） 72-5111（代表） 有線 2-3371

妙高支所市民窓口係 電話 74-0051（直通） 82-3111（代表）

妙高高原支所市民窓口係 電話 74-0048（直通） 86-3131（代表）

